

昭和の路地裏誘客促進施設整備事業設計委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 主旨

豊後高田市では、「昭和の町」が15周年を迎え、さらなる魅力向上と効果的な誘客促進を図るため、「(仮) 昭和の町路地裏迷路」を昭和の町展示館(豊後高田市中心通691番地)裏に整備することを目指している。この迷路の建設に向け、基本設計及び実施設計を行う昭和の路地裏誘客促進施設整備事業設計委託業務を公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、豊かな創造力と工夫に富んだ企画力を結集して業務に取り組む受託者を選定するために必要な要領を定めるものとする。

2. 公募期間 平成28年7月26日(火)～平成28年8月26日(金)

本プロポーザルに参加する者は、企画提案書及び見積書を提出すること。

提出方法 提出部数は、企画提案書を6部、見積書を1部、企画提案書のPDFデータを記録したCDまたはDVDを1枚とし、持参又は郵送で提出すること。提出期限までに必着とし、持参以外の場合は必ず着信を確認すること。

質問締切日 公募要領に関する質問については、平成28年8月19日(金)17時までに書面(FAX可)又はメールにより提出すること。

質問に対する回答は、一括して市ホームページに掲載するものとする。

提出先 豊後高田市商工観光課商工労政係
住 所 〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3
電 話 0978-22-3100(内線2303)
F A X 0978-22-0955
e-mail kanko@city.bungotakada.oita.jp

3. 委託事業名 昭和の路地裏誘客促進施設整備事業設計委託業務

4. 事業委託予定期間 契約締結日から平成28年9月23日(金)まで

5. 委託上限額 設計委託料 3,000千円(税込)

(参考 新設工事請負費 16,754千円(税込))

6. 業務委託内容

以下に記載する項目を業務内容とし、具体的な業務実施方法や企画内容等についてはプロポーザルにより特定された事業者の提案をもとに決定するものとする。

(1) 路地裏迷路の基本設計及び実施設計(図面、仕様書及び設計書等)

家族連れ、カップル、子ども等が楽しめる「昭和の路地裏」をイメージした迷路を企画・設計すること。なお、周辺景観に配慮した視点を含めること。

①建設予定地 豊後高田市中央通691番地(昭和の町展示館裏)

豊後高田市高田824番地

②敷地面積 632.29㎡(公簿上)

(2) ロゴマーク等の制作

路地裏迷路のイメージを効果的に伝えるため、その魅力や価値を表現するロゴマークやネーミングを作成、提案すること。なお、候補作品は、商標登録調査を事前に行い、採用可能な状態で提案すること。

①制作物: ロゴマーク(魅力や価値を表す「マーク」)

ネーミング(市民やお客様に親しまれる「ネーミング」)

(3) 受託者が提案するその他の効果的な事項(独自提案)

上記のほか、誘客促進に向けた効果的な推進事業や戦略的なプロジェクト等を提案すること。

(4) ミーティング

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、必要に応じてミーティングを行うこと。場所については原則、豊後高田市役所とする。

(5) その他、成果物の公表、市内外への周知等の広報活動については、本市と連携、協力を行うこと。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。(契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと)

(2) 委託業務を的確に遂行する能力があると認められること(総勘定元帳及び

現金出納簿等会計簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿を整備していること)。

(3) 暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。

（4）国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

8. 企画提案書等の作成

（1）企画提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、昭和の路地裏誘客促進施設整備事業における具体的な設計業務実施方法や企画内容の創意工夫について提案を求めるものとする。

（2）企画提案書の記載事項

提出する企画提案書には、下記の事項を必ず記載すること。

- ①基本設計（透視図：外観2枚、内観3枚以上、彩色）
- ②ロゴマーク及びネーミングを制作する上でのコンセプトの説明
- ③独自提案事項
- ④同種事業における採用実績
- ⑤事業管理責任者名・連絡先

（3）企画提案書の書式

- ①用紙サイズは、すべてA4判（一部A3判折込可）とする。
- ②表紙と提案内容を記載したものを1式として提出すること。
表紙の様式は任意とし、記載事項は、委託事業名及び会社名とする。

（4）見積書の作成

業務費用に係る見積書を作成の上、提出すること。

（5）その他

- ① 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却を行わない。

9. 審査の方法及び選考基準

（1）審査方法 書類審査

（2）絶対的評価事項

下記の事項のいずれか一つでも満たしていない場合は選考の対象外とする。

- ① 提案内容が「6. 業務委託内容（1）～（3）」を網羅していること。
- ② 見積額が「5. 委託上限額」以内であること。

（3）相対的評価事項

本プロポーザルにおいては、以下の観点より総合的に評価を行う。

- ① 事業の適合性（事業の目的に沿った内容であるか）
 - ② 事業の実効性（誘客等効果的な内容となっているか）
 - ③ 事業の実現性（実施可能な内容であるか）
- (4) 具体的な審査項目及び配点（100点満点）
- | | |
|---------------|-----|
| ①基本設計 | 30点 |
| ②ロゴマーク | 15点 |
| ③ネーミング | 15点 |
| ④独自提案事項 | 20点 |
| ⑤同種事業における採用実績 | 10点 |
| ⑥受託金額 | 10点 |

10. スケジュール

- (1) 募集期間 平成28年7月26日(火)～8月26日(金)
- (2) 審査・選定 平成28年8月末
- (3) 決定通知 平成28年8月末
- (4) 事業開始 契約日と同日とする

11. 選考結果と契約の締結

(1) 選考結果

選考結果は、参加者全員に対し、文書により通知する。

(2) 委託契約の締結

- ① 選定した受託候補者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。合意に至らない場合は、順次審査結果上位者と協議する。
- ② 企画提案内容は、受託候補者と協議のうえ変更する場合がある。
- ③ 契約手続き及び契約書は、豊後高田市契約規則(平成17年3月31日規則第44号)の規定に定めるところによる。